

保育施設利用調整基準表

(基準日 年度当初審査11月1日 随時審査枠の空いた時点)

	類型	具体的要件	基準点	
1	就労（外勤） 自営中心者 農業中心者	月180時間以上勤務	20	
		月150時間以上180時間未満	19	
		月120時間以上月150時間未満	18	
		月90時間以上月120時間未満	17	
		月64時間以上月90時間未満	16	
	就労（内勤） 自営協力者 農業協力者	月180時間以上勤務	18	
		月150時間以上180時間未満	17	
		月120時間以上月150時間未満	16	
		月90時間以上月120時間未満	15	
		月64時間以上月90時間未満	14	
	内職	フルタイム勤務相当時間の就労を常態とする場合	16	
		一日6時間以内の就労時間	15	
求職	求職中	8		
起業準備	起業準備	10		
2	出産	産前産後期間	20	
3	疾病	入院	おおむね一か月以上の入院	20
		居宅内療養	常時寝たきり	20
			精神性、伝染性疾患	20
			上記以外の療養	14
	障害者手帳	身体1～3級、精神1級	20	
		身体4級以下	12	
4	看護・介護	入院付添	一か月以上入院中の同居親族に常時付添が必要な場合	16
			一か月以上入院中の親族に付添が必要な場合	14
		居宅内外療養	自宅療養もしくは別居の親族の看護・介護	14
5	就学	保護者が就学している場合	10	
6	災害	火災・風水害 その他災害の復旧に当たる場合	12	
7	町長が特に必要と認める場合	児童及び保護者の状況を勘案し、別途判断する	-	

1 保護者それぞれの状況に基づいて決定し、低い方の基準点を当該世帯の基準点とする。

2 申請時に育児休暇中の者は、育児休暇終了後の就労形態で基準点を判断する。

調整指数

項目	調整点	
ひとり親世帯	10	
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	10	
生活中心者の失業（自己都合を除く）により、就労の必要性が高い	10	
虐待・DVの恐れがあり、保育所入所の必要性が高い	10	
育休後の復職で、児童が育休前に通園していた保育園等を希望する場合	10	
既に兄弟姉妹が在籍している（同時通園となる場合）	10	
既に兄弟姉妹がいずれかの園を利用している	8	
多胎児であり、同時に入園する	8	
希望園でないと通園不可能な場合（車の免許がない等）	6	
保護者一方の不在（単身赴任等）	5	
保護者が町内の幼稚園、保育園、児童クラブへ勤務する場合	5	
添付書類の不備、未提出	-10	
保育料 納付状況 (基準日時点)	前月分保育料・延長保育料・副食費が納付されていない場合	-4
	前月の督促状の対象者であった場合	-6
	保育料・延長保育料・副食費滞納世帯（6月分未満）	-8
	保育料・延長保育料・副食費滞納世帯（6月分以上）	-10

同一点数の場合の優先順位

順位	具体的内容
1	利用希望する保育所等の希望順位が高いこと
2	基準日現在御代田町内に住所を有すること
3	経済的状況（町の保育料階層が低い者を優先する。）